

変更案

<ひたちなか地区 東部地区 地区計画（抜粋）>

		(旧) (平成22年決定・平成25年一部変更)	(新)
土地の利用に関する事項	緑化に関する事項	<u>1. 敷地面積の10%以上を緑地として整備する。(2に掲げる緑地帯を含む。)</u> <u>2. 道路面については緑地帯を設けることとし、敷地面積の15%以上を環境施設（工場立地法施行規則第4条の規定に基づく施設をいう。）として整備する。(1に掲げる緑地を含む。)</u>	「ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」に定める別表に規定する緑地面積率を満たす緑地及び環境施設面積率を満たす環境施設（工場立地法施行規則第4条の規定に基づく施設をいう。）を整備する。なお、道路面については緑地帯を設けることとし、緑地帯は緑地面積率及び環境施設面積率に含めることとする。

<ひたちなか地区 南部地区 地区計画（抜粋）>

		(旧) (平成29年決定・令和5年一部変更)	(新)
土地の利用に関する事項	緑化に関する事項	<u>1. 敷地面積の10%以上を緑地として整備する。(2に掲げる緑地帯を含む。)</u> <u>2. 道路面については緑地帯を設ける。</u> <u>3. 敷地面積の15%以上を環境施設（工場立地法施行規則第4条の規定に基づく施設をいう。）として整備する。(1に掲げる緑地を含む。)</u>	「ひたちなか市工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例」に定める別表に規定する緑地面積率を満たす緑地及び環境施設面積率を満たす環境施設（工場立地法施行規則第4条の規定に基づく施設をいう。）を整備する。なお、道路面については緑地帯を設けることとし、緑地帯は緑地面積率及び環境施設面積率に含めることとする。